

総行安第 31 号
令和元年 11 月 29 日

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い） } 殿
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」新旧対照表の
一部修正について

「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（以下「条例（案）」
という。）の一部改正（案）について、令和元年 10 月 17 日付け総行安第 24 号（以下「当
該通知」という。）をもって通知し、同年 11 月 15 日付け総行安第 29 号（以下「修正通知」
という。）により当該通知及び添付した条例（案）新旧対照表の内容を一部修正させていた
だいたところですが、修正通知において、条例（案）新旧対照表に係る修正が一部漏れて
いたため、当該修正部分について、別添のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの
旨周知いただきますようお願いいたします。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、眞野事務官、番事務官
電話：03-5253-5560（直通）

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）の（昭和四十二年九月一日自治給第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、~~改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。~~

改 正 後	改 正 前
<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p>	<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）の一部を改正する条例（案）の昭和四十二年九月一日自治給第五十六号）の一部を次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>五 給料を支給される職員 法第二条第四項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p>	<p>第五条 この条例で、「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 議会の議員 議会の議長が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>二 執行機関たる委員会の非常勤の委員及び非常勤の監査委員 知事（市町村長）が定める額</p> <p>三 その報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が知事（市町村長）と協議して別に定める額）</p> <p>四 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が知事（市町村長）と協議して定める額</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(案)第五条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。